



GOOD TIME LIVING

＝ 特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書 ＝

グッドタイムリビング株式会社

グッドタイム リビング 亀戸
特定施設入居者生活介護 兼 介護予防特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

2026年6月1日現在

お客様が利用しようと考えている特定施設入居者生活介護サービスまたは介護予防特定施設入居者生活介護サービス（以下、総称して「介護サービス」といいます）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を本書をもって説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第178条および「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労省令第35号）」第234条の規定に基づき、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護利用契約の締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	グッドタイムリビング株式会社	
代表者氏名	代表取締役社長 河合 淳	
所在地	本社所在地	東京都中央区八丁堀3丁目4番8号 RBM京橋ビル
	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
連絡先	TEL：03-6845-8020（本社） FAX：03-6845-8015（本社）	

2 お客様への介護サービスの提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グッドタイムリビング 亀戸
介護保険 指定事業所番号	東京都指定特定施設入居者生活介護 (事業所番号：1370806950) 東京都指定介護予防特定施設入居者生活介護 (事業所番号：1370806950)
事業所所在地	東京都江東区亀戸9丁目34番1-137号

(2) 目的および運営方針

目的	特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業の適正な管理運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護サービス、介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り、その有する能力に応じた日常生活が営めるよう、入浴、排泄、食事の介護その他全般にわたる、適切な介護サービス等が総合的かつ効果的に提供されるように配慮いたします。・介護保険法等の関係法令を遵守します。・公平中立な介護サービスを提供します。・介護サービスの提供にあたり、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとします。

(3) 事業所の窓口の営業日および営業時間

営業日	年中無休
営業時間	9：00～18：00

(4) 事業所の職員体制（2025年7月1日現在）

事業所の管理者	名古屋 守
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
生活相談員	お客様の相談に応じ、適宜生活相談を行います。	常勤換算 1.0名
介護職員	特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づいて日常生活上の介護を行います。	常勤換算 32.0名
看護職員	お客様の健康管理、療養上のお世話をさせていただきます。	常勤換算 5.4名
機能訓練指導員	お客様の身体機能の減退を防止する訓練を行います。	常勤換算 1.0名
計画作成担当者 (介護支援専門員)	特定施設サービス計画または、介護予防特定施設サービス計画を作成します。	常勤換算 2.6名

3 提供する介護サービスの内容と料金・利用料・その他費用について

(別紙「介護サービス等の一覧表」もご確認ください。)

(1) 介護サービスの概要

サービス区分と種類	内容
食事介助	レストラン等で食事摂取に必要な準備、介助、後片付け等を行います。 ※設備状況【2F 食堂】
入浴介助	週に3回、入浴（お身体の状況により、うち1回が清拭または足浴となります）のための準備、見守り、介助および後片付け等を行います。
排泄介助	都度、排泄のための準備、見守り、介助、オムツ交換および後片付け等を行います。
清拭	週に3回、入浴できない方へ手浴、足浴、身体を拭く等の準備、介助、後片付けを行います。
体位変換	必要に応じて、1人では寝返りが打てない方のために身体の向きを介助で換えます。
掃除	週に1回、お客様が使用される居室等の掃除を行います。
機能訓練	お客様の心身の状況を踏まえ、必要に応じて、機能訓練を行います。 ※設備状況【2F クラブサロン、3F・4F・5Fのリビングダイニングの一部】
その他	週に1回、シーツ交換を行います。 週に3回、洗濯を行います。

(2) 介護サービスの利用料（1日あたり）

(ア) 利用料および利用者負担額（1日あたり）

	介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
介護予防特定施設入居者生活介護サービス	要支援1	183	1,994円	200円	399円	599円
	要支援2	313	3,411円	342円	683円	1,024円
特定施設入居者生活介護サービス	要介護1	542	5,907円	591円	1,182円	1,773円
	要介護2	609	6,638円	664円	1,328円	1,992円
	要介護3	679	7,401円	741円	1,481円	2,221円
	要介護4	744	8,109円	811円	1,622円	2,433円
	要介護5	813	8,861円	887円	1,773円	2,659円

(イ) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,180円	218円	436円	654円	1月につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	130円	13円	26円	39円	1月につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	218円	22円	44円	66円	1月につき
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9	98円	10円	20円	30円	1日につき
協力医療機関連携加算(1)	100	1,090円	109円	218円	327円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	436円	44円	88円	131円	1月につき
退院・退所時連携加算	30	327円	33円	66円	99円	1日につき
退去時情報提供加算	250	2,725円	273円	545円	818円	1回につき
看取り介護加算(Ⅰ)	72	784円	79円	157円	236円	死亡日以前31日 以上45日以下
	144	1,569円	157円	314円	471円	死亡日以前4日 以上30日以下
	680	7,412円	742円	1,483円	2,224円	死亡日の前日及 び前々日
	1,280	13,952円	1,396円	2,791円	4,186円	死亡日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	239円	24円	48円	72円	1日につき
新興感染症等施設療養費	240	2,616円	262円	524円	785円	1日につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	109円	11円	22円	33円	1月につき

- * 当施設の介護報酬は1単位＝金10.90円(1級地)です。
- * 月額計算の場合、端数処理のため1円単位で誤差が生じる場合があります。
- * 介護保険の適用の場合においても、保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領できなくなる場合があります。その場合、いったんお客様に上記利用料をご負担いただき、事業者はお客様にご負担いただいたサービスに対しサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書をお客様がお住まいの市区町村の窓口へ提出しますと後日に払い戻しとなる場合があります。
- * 当施設は、介護報酬の区分支給限度基準外の単位数として介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を別途15.9%算定しております。
- * 厚生労働省の定める介護保険法上の特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の介護報酬単価および所在地域の地域区分基準等、介護保険給付の基準が変更される場合には、それに応じて上記料金表の金額は、変動します。

(3) その他の費用について

オムツ代	オムツ代をお支払いいただきます。	実費
生活サポートサービス費	入居後の介護認定で「非該当（自立）」と認定され、入居の継続を希望される場合、「自立」は介護保険給付の対象とはならないため、「非該当（自立）」と認定された日から生活サポートサービス費を別途、申し受けます。1ヵ月未満の日数が生じる場合は、1ヵ月を30日とした日割計算とし、円未満の端数は切り捨てるものとします。	1ヵ月につき 金 77,000 円(消費税・地方消費税込み)

4 利用料、加算利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、加算利用料、その他の費用の請求	<p>ア. 利用料、加算利用料、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ. 請求書は、利用月の翌月末日までにお客様にお届けします。</p>
利用料、加算利用料、その他の費用の支払い	<p>ア. 請求月の末日(同日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日)に、お客様の指定する銀行預金口座より口座振替または事業者の指定する以下の銀行預金口座に振込む方法によりお支払いください。</p> <p>イ. 事業者にてお客様のお支払いを確認でき次第、領収書をお渡ししますので、適切に保管をお願いします。</p>

[事業者の指定する銀行預金口座]

金融機関名	店名	店番号	預金種目	口座番号	口座名義
株式会社 三井住友銀行	中央支店	763	当座	1725242	ゲットタイムリビング(カ)

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① お客様およびご家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、介護サービスを提供するうえで知り得たお客様およびお客様のご家族に関する秘密情報ならびに個人情報について、お客様または第三者の生命、身体等に危険があるなどの正当な理由がある場合もしくはお客様の事前の同意がある場合を除いて、第三者に開示または漏洩しません。ただし、事業者の関係会社またはグループ会社の役職員は除きます。この秘密保持義務は契約が終了した後においても同様の効力を有するものとします。なお、事業所の従業者においては、在職中に限らず、出向・転籍・退職後においても同様とします。</p>
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>事業者は、お客様およびお客様のご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>また、別途締結する利用契約書の別紙「グッドタイム リビング 特定施設入居者生活介護利用契約における個人情報の使用について」の定めに従い、必要最小限の範囲内で、お客様およびお客様のご家族の個人情報を使用します。</p>
---------------	---

6 介護サービスの提供に関する相談、苦情について

<p>【事業所の窓口】 グッドタイムリビング株式会社 グッドタイム リビング 亀戸 管理者 名古屋 守</p>	<p>所在地：東京都江東区亀戸9丁目34番 1-137号 TEL：03-5628-8600 FAX：03-5628-8615 受付時間：平日 9：00～18：00</p>
<p>【法人の窓口】 グッドタイムリビング株式会社 お客様相談センター</p>	<p>所在地：東京都中央区八丁堀3丁目4番 8号 RBM京橋ビル TEL：0120-323-084 受付時間：平日 9：00～18：00</p>
<p>【江東区の窓口】 福祉部介護保険課 介護サービス利用相談担当</p>	<p>所在地：東京都江東区東陽4丁目11番 28号 TEL：03-3647-9099 FAX：03-3647-9466 受付時間：平日 8：30～17：00</p>
<p>【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地：東京都千代田区飯田橋3丁目5番1 号 東京区政会館 介護福祉部介護相談指導課 介護相談窓口担当（10階） TEL：03-6238-0177 受付時間：平日 9：00～17：00</p>

7 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

「特定施設入居者生活介護サービス」、「介護予防特定施設入居者生活介護サービス」の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

重要事項説明の年月日

説明年月日	(西暦)	年	月	日
-------	------	---	---	---

重要事項について文書を交付し、説明しました。

説明者	所在地	東京都江東区亀戸9丁目34番1-137号
	法人名	グッドタイムリビング株式会社
	事業所名	グッドタイムリビング 亀戸
	説明者氏名	

重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

お客様	氏名 ※原則ご本人の自署			続柄
		(代筆者)		
※お客様ご本人による署名が困難な場合、代筆者は「お客様の氏名」および「代筆者の氏名」、「続柄」をご記入ください。				

※代理権を持つ法定代理人や任意後見人等が、お客様ご本人に代わって説明を受けた場合

代理人	氏名	
-----	----	--

※電子的手段（電子署名を含む）により締結される場合、上記署名欄は使用いたしません。

介護サービス等の一覧表(参考様式)

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中	○		○	
巡回 夜間	○		○	
食事介助	レストランでの配膳・下膳、見守り		■	
排泄介助		金1,100円/15分	■	
おむつ交換		金1,100円/15分	■	
おむつ代		実費		実費
入浴(一般浴)介助		金2,200円/30分	■	週4回目以降 金2,200円/30分
清拭		金2,200円/30分	■	週4回目以降 金2,200円/30分
特浴介助		金2,200円/30分	■	週4回目以降 金2,200円/30分
身辺介助			■	
・体位交換		金1,100円/15分	■	
・居室からの移動		金1,100円/15分	■	
・衣類の着脱		金1,100円/15分	■	
・身だしなみ介助		金1,100円/15分	■	
その他個別介護サービス		金1,100円/15分	■	特別な希望による場合 金1,100円/15分
機能訓練			■	
通院介助 (協力医療機関)		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の 実費をいただきます。	■	
通院介助 (上記以外)		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の 実費をいただきます。		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
緊急時対応	○		○	
オンコール対応	○		○	

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
サービス				
<生活サービス>				
居室清掃		一人室 金2,200円/回 二人室 金4,400円/回	■	週2回目以降 一人室 金2,200円/回 二人室 金4,400円/回
リネン交換		金1,100円/台	■	週2回目以降 金1,100円/台
日常の洗濯 (家庭内で洗濯可能な物の洗濯・乾燥・整理整頓。ゲストハウス指定のネットを使用。)		1ネット 金2,200円	■ (入浴、居室清掃等のサービス時に回収)	週4回目以降 1ネット 金2,200円
居室配膳・下膳		金330円/回 (急な体調不良時の居室配膳の場合は除く)		金330円/回 (急な体調不良時の居室配膳の場合は除く)
その他個別家事サービス		金550円/15分	■	特別な希望による場合 金550円/15分
嗜好に応じた特別食		実費		実費
おやつ		実費		実費
理美容		実費		実費
買物代行(指定店舗) ※原則10:00～17:00のサービス		金550円/15分	■	特別な希望による場合 金550円/15分
買物代行(指定店舗以外) ※原則10:00～17:00のサービス ※依頼内容によっては対応できない場合もございます。		金1,650円/30分毎 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。	■	特別な希望による場合 金1,650円/30分毎 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。
役所手続き代行		金2,200円/30分		金2,200円/30分
金銭管理サービス		原則個人管理		原則個人管理
<健康管理サービス>				
定期健康診断		実費		実費
健康相談	○		○	
生活指導・栄養指導	○		○	
服薬支援		金5,500円/月	■	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)			■	
医師の訪問診療		実費		実費
医師の往診		実費		実費

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
サービス				
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス				
入退院時の同行(協力医療機関)		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。	■	
入退院時の同行(上記以外)		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。
入院中の洗濯物交換・買物		金2,200円/30分		金2,200円/30分
入院中の代行サービス		金2,200円/30分		金2,200円/30分
入院中の見舞い訪問	○		○	
<その他サービス>				
外出付き添い		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。		金2,200円/30分 ※別途、往復交通費等の実費をいただきます。

※入居後の介護認定で「非該当(自立)」と認定され、入居の継続を希望される場合、「自立」は介護保険給付の対象とはならないため、「非該当(自立)」と認定された日から生活サポートサービス費を別途、申し受けます。
【生活サポートサービス費】(月額)金77,000円(消費税・地方消費税込み)